

「子どもの権利条約」批准

期待に反した文部省「通知」

世取山 洋介

この数年の懸案であった子どもの権利条約の日本政府による批准も、ようやくのことです。その手続が終了し、五月二二日には、日本に対して効力を発生するにいたった。権利条約の批准はゴールではなく、子どもの権利の実現にむけてのスタートである、ということは、多くの市民に共通の認識となっている。

特に、学校教育については、子どもの自由を一方的に制限している校則や、子どもと親の思想・良心の自由と緊張関係を持たざるを得ない「日の丸・君が代」強制については、運用の是正が求められる代表例として指摘されてきた。また、権利条約の一二条に規定された「意見表明権」は、その精神を学校に導入すれば、これまでの学校運営のスタイルを一変させるものになるはずだ、ともいわれてきた。

しかし、このような指摘にもかかわらず、文部省は、五月二〇日付けで、各都道府県教育委員会、各都道府県知事等にむけて、「『児童の権利に関する』条約につい

て」なる次官通知（文初高第一四九号）を出し、そこで、権利条約が学校教育の現状に与える影響を極小化し、既存の施策を正当化しようとの姿勢を強く打ち出すにいたったのである。

一、「通知」の問題点

この「通知」の最も大きな問題は、総論部分では、「本条約の趣旨を踏まえ、日本国憲法及び教育基本法の精神に則り、教育活動全体を通じて基本的人権尊重の精神の徹底を一層図っていくことが大切である」といっておきながら、校則、「日の丸・君が代」そして意見表明権といった各論部分では、このことが正面に据えられることなく、権利条約が与えるはずのインパクトが大幅に無視されていることにある。

「通知」は次のようにいう。

①「学校においては、その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができる」。②「学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒が自国の国旗・国歌の意義を理解し、それを尊重する心情と態度を育てる……もとより児童生徒等の思想・良心を制約しようというものではない」。③意見表明権は、「意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでも求めているものではない」と。

二、「通知」に書かれるべきであったこと

一九八〇年代以降、学校の管理主義的な動向が本格化する中で確認されてきたのは、「教育的配慮」という美名のもとに、子どもの自由を法律の根柢なくして一方的に制限することはできず、子どもの基本的人権を前に「教育的配慮」が大幅に後退せざるを得ないはずだ、ということであった。この理を確認するものであったからこそ、権利条約は、国内において注目を浴びたのである。しかし「通知」は従前のまま、いかにして子どもの権利を制限するのか、という観点によって覆われている。では、本来「通知」には何と書かれるべきであったのだろうか。

校則は、それに違反すれば当然に制裁が予定されているという意味で、あたかも「交通取締法規」のごとく取り扱われ、校則違反則懲戒との運用を導き出してきた。このことがまず問題視されてしかるべきであったはずである。「校則は『法規』としての性格を持たず、あくまでも、教師が子どもに指導助言を与える場合のガイドラインである。これゆえ、それに生徒が従わない場合には、ペナルティーが与えられるのではなく、よりすぐれた指導の方法が考えられなければならない」と書かれるべきであった。

「通知」は、「日の丸・君が代」を「尊重する心情と態度を育てる」ことは、思想・良心の自由と無縁である

といわんばかりの内容となっている。しかし「日の丸・君が代」を国旗・国歌として認めるか否かということ自体が、子どもと親の思想・良心の自由に委ねられるべき問題なのである。これを確認した上で、「少なくとも斉唱拒否、敬礼拒否は、権利として子どもとその親に保障される」と書かれるべきであった。

「意見表明権」については、その理念が「子どもの意見を尊重しなければ、何も決められない」とおさえられるべきであった。そして、もっともラディカルには、「これは、学校現場において子どもの要求に直接応えて教育活動を行うことを要請しているものであり、それを不能としている学習指導要領に法的拘束力が有るとの、従前の文部省の見解については、それを撤回する」と書かれていても何の不思議もなかった。

三、「通知」が残した課題

「通知」は、政府当局の一方的見解が流布されることによって、権利条約が「骨抜き」にされる危険性を実感させるものであった。権利条約はその四一条に、条約広報義務を政府に課しているが、これが、政府の一方的見解の宣伝に終わらないようにするためには、市民団体の広報活動への参加を確保することが必要となろう。いずれにせよ、多くの問題を抱えた「通知」の撤回要求等、この「通知」に対する手当ては必要である。